

令和5年度 第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会 議事録

日 時	令和6年1月31日（水） 午前10：30～正午
会 場	芦屋市保健福祉センター3階 会議室1
出席者	委員長 鶴浦 直子 委 員 安保 晶之、押場 美穂、松下 晶子、和田 周郎、 三芳 学、河野 信子、岡本 直子 委員以外 地域福祉課：亀岡 菜奈、知北 早希、平川 千夏 事務局 谷 仁、三谷 百香、森岡 秀昭、清水 晴香、見崎 亜希子 欠席者 川畑 香、中山 裕雅

1. 開会 挨拶：谷
2. 委員紹介
3. 事務局紹介
4. 議事

議事（1）令和5年度上半期芦屋市権利擁護支援センター事業報告

事前資料2「令和5年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告（上半期）」、
 事前資料別紙「2023年4月～11月 芦屋市権利擁護支援センター」
 に基づき、事務局 谷より説明。

① 権利擁護の専門相談・支援

・専門相談は、法律職と福祉職の協働型で今年度は隔週火曜日に開催。定期と臨時で37回実施、計40件。定期の稼働率は前年度よりさらに減少、相談者の予定に合わせた臨時相談が増加している。件数が昨年の同時期と比べて大きく減少しており、成年後見制度の相談が大幅に減っている（一昨年とは大きく変わらず）。センター職員による相談・支援の件数、相談経路、内容、障害区分の集計について説明。後見に関する相談・支援が減っている。

・虐待対応における通報件数や認定率、判定率、終結率について説明。通報件数は高齢者は前年度と変わらず、障がい者は件数が半減している。コロナが5類になったことで、福祉サービスが利用できるようになり家庭内の歪が軽減していると考えられる。相談経路に関しては、警察からは高齢27件、障がい6件となっている。状態区分のその他1件は65歳未満で介護サービスを利用している人で、高齢者に準じて対応した。虐待対応機関の負担軽減のため、会議をまとめて行う等、工夫している。

② 後見センター機能

- ・法人後見の受任件数の説明。社協は後見監督2件（市民後見人）を含めた4件、PASネットは4月から職員異動のため16件から10件となった。6件は前任の職員が西宮で担当を継続している。担当件数が減ったこともあり、後見業務の件数が減っている。
- ・後見に関する相談・支援の件数が減っているのは、申立の相談件数が減っているのと連動している。
- ・福祉サービス利用援助事業は現在PASネットが6件。

③ 権利擁護支援ネットワーク機能・その他事業

- ・権利擁護支援者養成研修を開催。9月から19名（うち聴講生6名）で実施している。座学だけでなく実地研修も行った。1月27日に公開講座を一般市民にも開放して実施、60名の参加があった。権利擁護フォーラムは「認知症と共生社会」をテーマに3月2日に開催予定。
- ・人材バンクの活動内容、フォローアップ研修について説明。介護サービス相談員と障がい者福祉施設等相談員は今年度より訪問活動を再開した。
- ・虐待研修をパッケージ化し、民生委員の会合で研修を開催した。
- ・行政等初任者、包括職員、障がい相談員、ケアマネ、障がい者施設の従事者など、関係機関の支援者向けに各種研修を行った。
- ・一般市民向けに終活研修を開催した。
- ・「養護者による障がい者虐待」帳票および記入例の改定が今年度中に完成予定。
- ・「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルの修正を開始。
- ・「孤独・孤立による支援課題を抱える人の支援ハンドブック」は今年度中に完成予定。
- ・福祉を高める運動研究会で、民生児童委員の情報を基に、関係機関で情報共有を行った。
- ・成年後見制度利用促進に関する連絡会に参加。三市・三士会・裁判所と意見交換を行った。
- ・運営委員会は6月に開催、専門委員会は法人後見や市長申立について専門職に意見を聞くため、4回開催している。

< 質疑 >

質問1	三芳委員	障がい者福祉施設等相談員の活動について、訪問頻度と、利用者の反応はどのようなものか教えてほしい。
回答1	見崎	コミュニケーションが取りにくい重度の方や精神障がいの方に寄り添って活動している。まずは関係を作ってから相談しやすい環境を作っている途中である。街で相談員が利用者とは出会った際、声を掛けてもらえたと聞いている。2施設共に月に1回訪問しているが、1施設は2グループ活動しているため、月に2回の訪問になる。
質問2	和田委員	権利擁護の専門相談について、センターを通さずに直接専門職への相談をしているケースもあるのではないかとのことだったが、実際に成年後見制度を利用している方の申立の経緯や流れ、誰から勧められたか等のデータはあるのか。
回答2	谷	別紙の成年後見制度の相談経路は載っていないが、出すことは可能。包括や関係機関を通じて案内されて、本人や相談者と面談し、制度の説明を行い、必要であれば申立書の作成や候補者として専門職に繋げる等、協働していく流れとなる。
質問3	岡本委員	民生児童委員協議会の定例会で行ったパッケージ研修について、事例の内容がどのようなにも取ることができるケースであり、民生委員は素人に近いため、考える時間が短く、事例の数が多く感じた。また、複雑なケースに対応しているため、最後に綺麗にまとめなければいけないのかという意見もあった。「福祉を高める運動研究会」で意見をもらうことはありがたい。パッケージ研修についても、ブラッシュアップが必要との意見があった。

		和田委員からあった、成年後見人について、制度を利用したいという相談があったケースで、福祉サービス利用援助事業から後見人が就いたというのは、センターの相談に計上されていないのか。
回答3	谷	社協の福サから移行するケースもあり、相談に計上している。
	岡本委員	社協やセンターを通さずに直接専門職に相談するケースもあるのか。
	谷	センターを通さずに進められているケースは計上されていない。気にかけておきたいと思う。 パッケージ研修について、関係機関との振り返りの中で、一般向けに内容や時間、資料等を見直すという意見が出ている。汎用的にカスタマイズできるように修正していく。
質問4	河野委員	「あじさいの会」で二重ロックが問題になる。包括、警察が関わって、二重ロックは身体拘束の虐待になると言ってくれたが、「あじさいの会」では、実際に困っている家族に対して身体拘束とは言えない。包括が関わって、GPSや介護サービスの導入を進めており、GPSの精度を上げてほしいとの意見があった。一般の方には虐待の考え方が分かりにくいいため、一般向けの虐待研修があれば教えてほしい。また、「あじさいの会」の数人のグループでも研修を開いてもらえるのか。 警察からの虐待通報が（高齢）27件で、二重ロックの件でも包括と連携して動いてくれ、心強かった。ただ、会員より警察官からの心無い言葉で傷ついていると聞くこともあるため、認知症を理解し対応してほしいと警察学校での認知症サポーター養成講座で話をした。
回答4	谷	一般市民向けの虐待研修を包括で開催したこともある。「あじさいの会」でも企画してもらえれば、研修の依頼を受けて開催できる。
	河野委員	自分だけの意見なので、「あじさいの会」の問題として持ち帰りたいと思う。
意見1	松下委員	成年後見の相談が昨年より減っているとのことだが、関わるケースの中で、後々後見人が必要と思われるが、判断力が落ちていない方や、個人情報に気にして介入が難しいことが多々ある。チームアプローチしているが、拒否が強く、支援者が疲弊していることもあり、相談件数が減っていることを実感している。
質問5	鵜浦委員長	介入が難しいケース等は、例えば権利擁護の専門相談でサポート、または関係者で支援したりしているのか。
回答5	谷	成年後見制度をどのように進めていくのか、専門職と福祉職で相談している。人材バンクに登録している専門職は一般の法律職より福祉の理解があるため、相談してもらえればと思う。
質問6	松下委員	センターに繋ぎたいが、当事者が相談内容や情報を誰にも言わないよう強固なことがある。ケアマネのアセスメントさえもできない状態で、状況が悪化してからでないと関われないケースが増えている。
回答6	谷	一般相談や虐待対応でも関わり困難のケースが増えている。関係各所も問題意識は持っているため、連携して対応していきたい。
質問7	押場委員	保健所で精神の方に関わっている中で、警察が本人に保健所の支援を希望すると確認したため、保健所から本人に連絡をしても、必要ないと言われる。「困っていることはない」と言われると、気になっていてもフォローができない難しさがある。心

		配ではあるが、支援を希望しない場合も、見守りは必要と思われるが、どうにもならないこともある。警察からの相談が多く挙がっているが、支援ができないこともあるのか。
回答7	谷	すべてすぐに支援ができるわけではない。別紙の相談経路の警察33件はすべて虐待通報で、関わりが難しい人は一定数いる。
意見2	押場委員	サービスを利用している、子どもであれば学校に通っている等、どこかと何かの繋がりがあれば、そこを切り口に介入をと考えられるが、サービスを拒否しているところで予防的な関わりが難しいと感じている。
	三谷	本人にプライドがあり、自分でできる自負がある方は支援者から見ると拒否的である。最近顔見知りになった専門職よりも、昔からの馴染みの近隣住民の言うことを聞いてもらえる場合もあるので、民生委員や福祉推進委員に協力を仰ぐこともある。地域との関わりの視点を持って、包括に相談してもよいと思われる。
質問8	安保委員	困難な案件があることは弁護士会としても悩みがある。専門職との意見交換会でも、専門職に受けてもらえないケースが増えているということだが、弁護士会でもお金がなくて報酬が出ないというケースは自治体からの援助があるため受けられないということはないが、人の困難さがあるケースが回ってくる。そういったケースで弁護士は専門ではないので、福祉職との複数後見をしたり、裁判所から弁護士の単独受任という話があっても、ケースの内容を見て福祉職との複数後見でと裁判所に投げ返したりして、負担にならないようにできるだけ受任するように動いている。困難案件を受けられる事務所も限られるので、弁護士会内でも対応できるよう研修を企画している。福祉職と協働を深めていくことも考えている。 センターを通す案件や、直接知り合いの専門職に繋げていく案件、また知り合いが申立てして別の専門職が就くということも見受けられる。センターとしては、芦屋市内のセンターを通さない案件も把握しておきたいというスタンスなのか。
回答8	谷	基本的には相談があったケースについて支援していく。当事者がセンターを通さず直接制度利用を進めることはまったく問題ない。ケアマネや包括等の支援者が以前お世話になったということだけで直接専門職に依頼することは、仕組み上適切ではないと思う。センターが本人と面会して支援ニーズやその人の特性をアセスメントしたうえでマッチングすることが権利擁護支援として適切であると考えている。
質問9	安保委員	福祉職から直接弁護士に繋がってくると、センターを通していいのか等はわからない人もいると思う。人材バンクに登録している弁護士ならわかっているが、センターから包括やケアマネに啓発していかないといけない。
回答9	谷	そういうことがあれば、今後考えていかなければならない。留意していきたい。
質問10	安保委員	後見活動について、PASネットの件数が職員の異動により減ったということだが、職員に付くのか、事務所に付くのか。人員の問題もあるだろうが、人と場所をどう考えているのか。
回答10	谷	基本はセンターで引き継ぐことになっている。6件のうち、この間に芦屋から西宮に転居した等、居所が関係しているケースが多い。また、担当者との関係性から、そのまま引き継いで担当しているケースが1件ある。
意見3	鵜浦委員長	関係機関が成年後見制度の相談を受けるにあたり、センターが

		どのような立ち位置で関わっていくのか、全体を俯瞰して役割分担していくのか、相談に乗るのか、整理していく必要があると思われる。また、センターを通すことの必要性、マッチング等を支援者と共有することで、センターに相談が入ることになると思われる。介入拒否のケースや近隣住民と、民生委員との連携も孤独孤立のハンドブックに重なっている部分もあり、関わりの要素等も加えてもらいたいと思う。
	谷	センターの立ち位置や役割等、チーム支援やネットワークでの支援が求められていくと思われる。ハンドブックでは本人やその家族との「関係性の構築」の項目を入れることで進めている。

議事（２）その他

運営委員の２年の任期が今年度で最終となる。次年度、各団体に委員の選出を依頼する。

閉会